

発達検査について

～ 虹の原特別支援学校高等部対馬分教室 教育相談（発達検査）の流れ ～

■はじめに

- 教育措置変更に関わる発達検査・相談、年長、小6等の就学に関わる相談については、直接お受けすることができません。（幼、小、中学校は市教委に御相談ください。）
- 発達検査は、本人の特性を把握し、日頃の指導や支援に役に立てるためのものです。
（分教室では、WISC-IV、田中ビネー-V、S-M 社会生活能力検査等ができます。）
※検査のみの相談は受けることができません。
- 発達検査は、保護者の承諾が必要です。

【事前】

- 1 相談内容、相談日時の確認（電話にて）：0920-52-3222
☆相談に至った経緯、学校や家庭での様子、日頃の指導・支援等についてお聞かせください。
☆幼・小・中学校の場合、相談内容によっては、あらかじめ市教委に相談させていただく場合があります。
- 2 教育相談依頼文書・事前提出資料 の送付：【様式は虹の原のホームページにあります。】
〒817-0016 対馬市厳原町東里120（県立対馬高等学校内）
虹の原特別支援学校高等部対馬分教室 部主事 宛
☆発達検査は、1時間半程度かかります。
☆可能であれば、学校（園）での本人の様子の見学や先生方との話合いの時間を設定してください。

【発達検査当日】

- 発達検査は、本人だけで実施します。
- 園や学校に伺いますので、お部屋を貸してください。（机と椅子が必要です。）

【発達検査報告】 ※検査後、約1か月～2か月ほどお時間をいただきます。

- 1 園・学校に、先に報告をします。（30分～1時間程度）
 - ①参加者：校長（園長）（管理職の先生）、特別支援教育コーディネーター、担任、（関係職員、SSW、SC）
 - ②今回の発達検査に至るまでの大まかな経緯【学校（園）から】
 - ③発達検査報告（虹の原から）
 - ④今後の方向性（保護者との話で、何を話すか、どこを目指すかなど。）
- 2 保護者も入ってもらって報告をします。（1時間程度）

※司会は、園や学校の方で行ってください。

 - ①学校（園）での様子【学校（園）から】
 - ②発達検査報告（虹の原から）
 - ③保護者の思い・家庭での様子（保護者から）
 - ④今後の方向性
 - 検査結果を踏まえて、学校（園）、家庭でできること
 - 関係機関の紹介
 - 個別の教育支援計画の作成について 等
 - ⑤校長（園長）先生から まとめ